○今金町子ども医療費の助成に関する条例

平成２７年１２月１７日

条例第２４号

改正　平成２９年3月１３日条例第４号

今金町乳幼児等医療費の助成に関する条例（昭和４８年今金町条例第２３号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もつて子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに、子育て支援と定住の促進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この条例において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　「子ども」とは、満１８歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の３月３１日までの者をいう。ただし、婚姻している者を除く。

（２）　「保護者」とは、子どもの親権者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。

（３）　「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）

イ　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）

ウ　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）

エ　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）

オ　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）

カ　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）

（４）　「医療費」とは、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療を受けた場合に対象者が負担すべき額とする。ただし、付加給付その他医療に関する法令等の規定により負担がある場合においては、当該負担額を控除した額とする。

（５）　この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第８５条第２項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

（６）　「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第４３条第１項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（受給資格者）

第３条　この条例に定める受給の対象となる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、今金町の区域内に住所を有する世帯に属する子どもとする。ただし、次の各号の一に該当する者は除くものとする。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

（２）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２７条第１項第３号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

（３）　今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和４８年今金町条例第２１号）の規定による医療費の助成を受ける者

（受給資格者の認定）

第４条　保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

２　町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。ただし、他の医療に関する法令等の規定による医療費の助成の受給資格を有する者は除く。

（受給期間）

第５条　受給期間は、受給資格要件を満たすこととなつた日から満１８歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の３月３１日までとする。

（助成の範囲）

第６条　町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、今金町の区域内に住所を有する

世帯（生活保護法による被保護世帯を除く。）に属する子どもに係る医療費から食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額（以下「助成金」という。）を保護者に対して助成する。

２　前項の助成は、国内における医療費に限る。

（助成の申請及び申請期間）

第７条　前条の助成は、町長がその助成金を医療保険各法の規定により指定を受けた病院、診療所、薬局その他のものに支払うことにより行うものとする。

２　町長が必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、助成金を保護者からの申請に基づき支払うことにより行うことができる。

３　前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して３年以内とする。

（届出の義務）

第８条　受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

（損害賠償との調整）

第９条　町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価格の限度において、助成金の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

（助成金の返還）

第１０条　町長は、偽りその他不正な行為により、第６条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月１３日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。